

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年3月まで
② 昭和59年4月から60年9月まで

昭和57年2月に会社を退職後、家業の手伝いを始めた際、A市区町村において、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父が、納税組合を通じて、母と私の分とを併せて3人分を納付してくれていた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間①の直前の保険料について現年度納付していることが確認でき、申立期間①については現年度納付が可能であり、事実、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の父及び母は、申立期間①の保険料について納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間②について、申立人は、申立人の父が、納税組合を通じて国民年金の保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人には、昭和61年7月8日に過年度納付書が発行された事実が確認できることから、この時点において、申立期間②に係る保険料は未納であったことが推認でき、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間②の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間②の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父が申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。
父が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。また、昭和 50 年ころからは、自分で保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間直前までの保険料をすべて納付している上、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 49 年 3 月 * 日）に伴う被保険者資格の種別変更も行っていることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間直前の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 5 月 27 日に現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて厚生年金保険に加入しており、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間⑥について、申立人の、A社における被保険者資格の取得日は昭和39年6月8日、喪失日は同年7月3日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月1日から同年5月1日まで
② 昭和36年5月10日から同年12月30日まで
③ 昭和37年7月15日から同年12月29日まで
④ 昭和38年1月5日から同年10月10日まで
⑤ 昭和38年11月10日から39年6月8日まで
⑥ 昭和39年6月8日から同年7月3日まで
⑦ 昭和39年7月3日から同年9月30日まで
⑧ 昭和41年9月1日から42年8月31日まで
⑨ 昭和44年3月16日から同年6月3日まで
⑩ 昭和45年8月10日から46年3月30日まで
⑪ 昭和46年1月1日から同年4月1日まで
⑫ 昭和46年6月16日から同年10月16日まで
⑬ 昭和47年2月1日から同年8月1日まで
⑭ 昭和50年9月27日から51年2月1日まで
⑮ 昭和51年1月1日から同年2月1日まで
⑯ 昭和54年11月1日から同年12月1日まで
⑰ 昭和55年2月22日から同年12月1日まで
⑱ 昭和55年12月1日から56年2月21日まで
⑲ 昭和57年9月1日から58年10月10日まで
⑳ 昭和58年10月1日から同年12月5日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、各申立期間について加入記録が無いことが判明した。

しかし、各申立期間に厚生年金保険に加入していたことは間違いなく、記録が無いのは納得がいかないのが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑥について、A社に係る被保険者原票綴に、申立人と同一氏名、同一生年月日の被保険者原票が確認でき、これによると、昭和39年6月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月3日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社から提出された、同社に係る健康保険及び厚生年金保険に関して記されている、被保険者台帳に類似した書類の記載内容、同社からの回答及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に勤務していたこと、及び上記被保険者原票により確認できる申立人と同一氏名、同一生年月日の記録は、申立人の記録であることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、オンライン記録により、「B社」及び類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に「C社」1社のみが該当したことから、同社に照会したところ、同社が保管している資料の中に申立人の氏名は確認できない旨の回答が得られた。

また、当時、申立人は14歳であるところ、「C社」から、中学校を卒業していない者は正社員として雇用していなかった旨のほか、申立人が担当していたと主張するD職について、同職に就いていた者は下請け業者が雇用しており、同社の直接雇用ではなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に「C社」において被保険者資格を有していた同僚6人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

- 3 申立期間②について、申立人はE社がF施設内に出店していた食堂及び売店において勤務していたと主張していることから、管理会社に照会したところ、申立期間にF施設で勤務していた者の記録の中に、申立人の名前は確認できない旨の回答が得られた。

また、申立期間にE社において被保険者資格を有していた同僚10人に照会したところ、1人から、申立人が同社に勤務していた旨の証言が得られたものの、申立人の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかつ

た。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、1人はE社に係る被保険者名簿に名前が見当たらないほか、残る2人のうち、該当すると考えられる者が同被保険者名簿に1人確認できることから、同人に照会したものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

- 4 申立期間③について、G社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表者は連絡先不明のため、照会することができない。

また、G社において、申立期間の始期である昭和37年7月に、被保険者資格を取得した同僚9人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記回答の得られた同僚のうち、一人から、入社当初の数か月間は、臨時扱いで、社会保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、G社において、実兄と一緒に勤務した旨を主張しているが、当該実兄についても、同社における記録を確認できない。

- 5 申立期間④について、H社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の代表者は連絡先不明のため、照会することができない。

また、H社において、申立期間の始期である昭和38年1月に、被保険者資格を取得した同僚4人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、H社に係る被保険者原票綴に、同時期に入社したとして、申立人が名前を挙げた同僚二人に該当すると考えられる被保険者原票が確認できるところ、同被保険者原票では、当該同僚二人の被保険者資格取得日は申立期間後となっていることから、同社においては、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。なお、当該同僚二人は連絡先不明のため、照会することができない。

加えて、申立人は、H社において、実兄と一緒に勤務した旨を主張しているが、当該実兄についても、同社における記録を確認できない。

- 6 申立期間⑤及び⑦について、A社に照会したところ、申立人の勤務状況等について不明である旨の回答が得られた。

また、A社から提出された当時の記録では、当該期間に係る申立てについて、確認することができないほか、同社は他に申立人に関する記録は無いとしている。

さらに、上記1のとおり、A社に係る被保険者原票により、申立人は、申

立期間⑥において、同社における被保険者資格を有していたものと認められるものの、同被保険者原票における申立人の健康保険整理番号の前後 20 人のうち、存命中で連絡先が判明した 12 人に照会したところ、回答が得られた 4 人からは、申立人の申立期間⑤及び⑦における厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が A 社において一緒に勤務していたと主張している申立人の実兄について、同社における加入記録を確認することができるものの、当該実兄は既に他界しているため、照会することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人について、A 社に係る被保険者原票綴りでは、該当すると考えられる者を特定することができない。

7 申立期間⑧、⑨、⑪及び⑫について、申立人は「I 社」又は「J 社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により、「I 社」及び「J 社」並びに類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、「K 社」が存在していることが確認できたものの、同社が適用事業所に該当したのは昭和 46 年 1 月 26 日であることから、申立期間⑧及び⑨において、同社は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、「K 社」は、平成 8 年 6 月 1 日に最低資本金未達により解散していることが確認できる上、当時の代表者は連絡先不明のため、照会することができない。

さらに、労働局に照会したところ、申立期間⑧、⑨、⑪及び⑫に係る「K 社」における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

加えて、「K 社」において被保険者資格を有していた同僚 9 人に照会したところ、4 人から、勤務期間は不明であるが、申立人は同社に勤務していた旨の回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、「K 社」の取締役のうち、存命中で連絡先が判明した 3 人に照会したところ、2 人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、同僚照会の回答から判明した当時の事務担当者は、連絡先不明のため、照会することができない。

加えて、「K 社」において被保険者資格を有している多くの者が、同社において被保険者資格を取得する前に、同社の関連会社と思われる L 社又は M 社のいずれかにおいて、被保険者資格を有していたことが確認できることから、両社に係る被保険者原票綴りを確認したものの、申立人の被保険者原票は無い。

8 申立期間⑩について、N 社は既に適用事業所に該当しなくなっている上、

法務局から、申立人が主張する所在地に、「N社」を含む名称の会社の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られたことから、申立内容について、照会することができない。

また、申立期間にN社において被保険者資格を有していた同僚4人のうち2人から、申立人は同社に勤務していた旨の証言が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

さらに、同僚照会の回答から判明した当時の社会保険事務担当者は、既に他界しているため、照会することができない。

加えて、同僚照会の結果、N社の従業員数は20人程度であった旨の証言が得られたところ、同社に係る被保険者原票綴りでは、当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者は9人ないし13人であることが確認できることから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、労働局に照会したところ、申立期間に係るN社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

- 9 申立期間⑬について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に「O社」が存在する旨の回答が得られるとともに、閉鎖商業登記簿謄本が提出された。

しかし、当該閉鎖商業登記簿に取締役として記載のある、代表者の妻に照会したところ、「O社」について、夫の父が昭和42年ごろに個人事業として起業した事業所であるとしており、同社が起業してからその父が63年に他界するまで、自身は厚生年金保険には未加入であった旨のほか、申立人が勤務していたか否かについては、不明であり、記憶がない旨の証言が得られた。

また、オンライン記録により、「O社」及び類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する適用事業所は無い。

さらに、上記検索結果により、P市区町村に「O社」が存在していることが確認できたことから、同社に照会したところ、当時の資料は既に処分しているため、雇用実績を含めて、申立人の勤務状況等について確認することができない旨のほか、Q市区町村に同社に関連する事業所、営業所等は無かった旨の回答が得られた。

加えて、申立人は当時の同僚を記憶していないため、照会することができない。

- 10 申立期間⑭について、オンライン記録により、「R社」及び類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地

に「S社」が存在していることが確認できたものの、同社が適用事業所に該当したのは申立期間後の平成元年5月15日であり、申立期間において、同社は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、「S社」の代表者に照会したところ、同社は、昭和54年以降に法人化しており、それ以前は個人事業で、厚生年金保険については未加入であった旨のほか、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、同社は平成11年6月に事業所を閉鎖していることから、当時の資料は既に処分しているため、雇用実績を含めて、申立人の勤務状況等について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、「S社」が適用事業所に該当した平成元年5月15日付けで、被保険者資格を取得した者二人に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間においては、厚生年金保険に未加入であった旨の回答が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「S社」における記録を確認できない。

- 11 申立期間⑮について、T社の当時の代表者に照会したところ、同社は既に閉鎖し、当時の資料等も処分して残っておらず、また、当時の記憶がはっきりしていないことから、申立人の勤務状況等について確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間にT社において被保険者資格を有していた同僚5人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないため、照会することができない。

- 12 申立期間⑯について、U社に照会したところ、申立人に係る記録は無い旨の回答が得られた。

また、労働局に照会したところ、申立期間に係るU社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を一人挙げているが、名字のみであるため、当該同僚を特定できず、照会することができない。

加えて、申立期間の前後1年間に、U社において被保険者資格を取得した者のうち、存命中で連絡先が判明した11人に照会したところ、1人から、入社当初の3か月程度は、試用期間のため、社会保険に加入できなかった旨の回答が得られた。

- 13 申立期間⑰について、オンライン記録により、「V社」及び「W社」並び

に類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する適用事業所は無い。

また、上記検索結果により、申立人が主張する所在地に隣接するX市区町村に「Y社」が存在していることが確認できたことから、同社に照会したところ、Z社で工事を担当したことはない旨の回答が得られ、申立人の主張と一致しないことから、申立人が勤務した事業所とは考え難い。

さらに、労働局に照会したところ、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

加えて、申立人は当時の同僚を記憶していないため、照会することができない。

- 14 申立期間⑱について、AA社に照会したところ、申立人に係る記録は無い旨の回答が得られた。

また、労働局に照会したところ、申立期間に係るAA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立期間にAA社において被保険者資格を有していた同僚10人に照会したものの、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

- 15 申立期間⑲について、オンライン記録により、「AB社」及び類似の名称を含む厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する適用事業所は無い。

また、労働局に照会したところ、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、労働局の回答から、X市区町村に「AB社」が存在する旨の回答が得られたことから、オンライン記録により検索したところ、該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

加えて、法務局に照会したところ、「AB社」の閉鎖商業登記簿謄本が提出されたものの、同事業所は平成16年1月に破産手続終了により消滅していることが確認できるほか、役員の連絡先も不明であるため、照会することができない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないため、照会することができない。

- 16 申立期間⑳について、オンライン記録により、「AC社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、上記検索結果により、AD都道府県内に「AC社」（現在は、AE

社)が存在していることが確認できたことから、同社に照会したところ、同社が保管している人事記録に申立人に係る記録は無い旨のほか、現場作業員の直接雇入れは行っていなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に「AC社」において被保険者資格を有していた同僚14人に照会したものの、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、労働局に照会したところ、申立期間に係る「AC社」における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

- 17 申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の国民年金任意加入者の同記号番号から、申立人は、昭和47年ごろに国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、その後、60歳まで、国民年金の未納月数が約260月存在することから、申立人の年金制度に対する意識が高いとは言い難い。

また、申立てに係る各事業所について、事業所名称及び所在地並びに勤務期間に関する申立人の記憶は曖昧である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間⑥を除く各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間⑥を除く各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月21日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和44年3月21日から同年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、昭和44年3月分の給与明細書でも分かるとおり、厚生年金保険が控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月末まで勤務していたので、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月1日であると主張しているところ、同社を退社してから次の勤務先であるB社に入社するまでの期間は3日程度で、その期間に寮を引き払い、荷物を置きにいったん実家へ帰ったこと等、詳細に記憶しており、事実、B社における被保険者資格取得日は同年4月4日となっている。

また、A社において、申立人と同一現場に勤務していた同僚から、自身が申立人にB社を紹介した旨の証言が得られたところ、同社に転職するまでの経緯について、申立人もこの証言に一致する内容を主張している上、紹介者であったとして、当該同僚の名前を挙げていることから、申立人の主張は、具体的であり、信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、申立期間の給与担当者の証言から、厚生年金保険料の控除方式について、A社では、翌月控除方式が採用されていたものと考えられ、申立人から提出された給与明細書（昭和44年4月5日支給分）に記載されている厚生年金保険料は、昭和44年3月の保険料であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社に昭和44年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書における保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の給与担当者は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた平成18年9月1日から19年9月1日までの期間について、標準報酬月額が19万円であることが判明した。

しかし、給与明細書でも分かるとおり、少ないときでも33万7,495円の給与が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は32万円であったと主張しているところ、申立人から提出された給与明細書により、その主張する標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていることが確認できるとともに、その主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書によ

り確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所から提出された平成18年9月の算定基礎届（写し）により、申立人の標準報酬月額が19万円で届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月20日から同年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、昭和48年1月20日から同年2月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和33年4月の入社から62年7月の退職まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和33年4月1日、離職日が62年7月31日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたB社が発行した在籍証明書に、申立人が、昭和33年4月1日から62年7月31日まで、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していた旨の記載があることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた3人に照会したところ、全員から、申立人は申立期間においてA社C支店に勤務していた旨の回答が得られ、そのうち、申立期間当時、同社同支店の経理担当者であった者から、申立人が、同社同支店から異動し、本社勤務となったのは昭和48年2月1日である旨のほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社C支店に勤

務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 48 年 1 月の標準報酬月額については、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の 47 年 12 月の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、これを確認できる関連資料が無いため、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、平成 8 年 10 月から 10 年 8 月までの期間について、当時もらっていた月給に比べ、標準報酬月額が低いことが判明した。そこで、年金事務所に照会したところ、標準報酬月額が引き下げられている旨の回答を受けた。

この処理には納得できないので、標準報酬月額を元の 56 万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、56万円と記録されていたところ、平成 11 年 2 月 3 日付けで、8 年 10 月 1 日に遡及して 50 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、同僚 6 人についても、申立人と同様に、遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与明細書によれば、申立期間において、申立人の給与支給額は減額されていないことが確認できる。

また、B社からは当時の状況について回答を得ることはできなかったものの、同僚 5 人は、申立期間に人員整理があったこと等を証言しており、A社は、申立期間において経営に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 2 月 3 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について 8 年 10 月 1 日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申

立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年10月から11年9月までは56万円と訂正が必要であると認められる。

茨城厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成7年10月13日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月31日から7年10月13日まで
② 平成7年10月13日から8年3月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、平成6年5月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和61年7月1日から平成9年3月31日までの期間、A社に継続して勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年7月1日、離職年月日が平成9年3月31日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことが確認できる。

2 申立期間①について、オンライン記録では、A社は、平成6年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされているが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は、当初、同年10月1日及び7年10月1日付けで標準報酬月額の算定が行われており、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年10月13日付けで前述の算定が取り消されている上、6年5月31日まで遡^{そきゆう}及して厚生年金保険の被保険者資格喪失日が訂正されている。

また、A社の役員2人を含む11人についても、申立人と同様に、被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本及び同僚の証言から、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間における資格喪失日は、社会保険事務所における記録訂正処理日と同日の7年10月13日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録にあるA社における遡及訂正前の申立人の記録から、24万円とすることが必要であると認められる。

3 申立期間②について、A社の事業主並びに同僚が名前を挙げた給与及び社会保険担当者に照会したものの、回答は得られなかった。

また、上記1において回答の得られた同僚4人のうち、2人から、申立期間中、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨の証言が得られ、事実、申立人が名前を挙げた同僚から提出された申立期間の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社に勤務していた同僚の年金記録を調査したところ、そのうちの3人は、同期間中、国民年金の被保険者資格を有しており、同期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記3人のうち1人に照会したところ、平成7年10月ごろに6年5月から7年9月までの厚生年金保険料が未納となっていることが発覚し、A社に補償を求めたところ、事業主が、当該同僚を含む所帯を持っていた従業員について、国民年金の加入手続を行い、当該期間に係る国民年金保険料を納付した旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当該期間のうち、昭和45年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年4月2日から45年9月まで
② 昭和45年10月から同年12月まで
③ 昭和46年1月から同年6月6日まで

年金事務所でA社に勤務していた昭和35年4月2日から46年6月6日までの期間に係る標準報酬月額について確認したところ、受け取った給与の金額と大きく相違している記録となっていることが判明した。

このため、各申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、当時、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、当該月の厚生年金保険料控除額が、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることのほか、当該月の給与総支給額が、それぞれ同記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に

対応する金額であることが確認できる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①及び③のうち、給与明細書が残存している月については、給与総支給額に対応する標準報酬月額及び保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、給与明細書が残存していない月については、保険料控除の事実を確認することができないところ、各申立期間を通じて給与総支給額及び保険料控除額が変動していることから、給与総支給額及び保険料控除額を推認することができないため、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び③について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月22日から同年4月2日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和37年3月22日から同年4月2日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、この期間、A社B工場に勤務していたことは間違いないことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「労働者名簿」によれば、申立人は、昭和30年3月16日に入社後、60年8月20日にC社に転属するまで、A社に継続して勤務していたことが確認できるほか、申立期間の始期である37年3月22日付けで、同社B工場D課に配属されていることが確認できる。

また、申立人が、申立期間の直前に、自身と同様にA社からE大学に研究生として派遣されていたとして、名前を挙げていた同僚4人に照会したところ、全員から、申立人は、昭和36年4月から37年3月まで、同大学に研究生として派遣されていたとの証言が得られたほか、3人から、申立人は、37年3月中に同大学からA社に戻ったとの証言が得られた。

さらに、オンライン記録により、当該同僚4人は、E大学への派遣期間中、A社における厚生年金保険の被保険者資格を継続して有していたことが確認できる上、うち1人は、当該期間中、同社F工場における被保険者資格を有し、同大学への派遣期間が終了した昭和37年3月21日付けで、同社G工場における被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和37年4月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため、不明としているが、同社から提出された申立人の同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書（写）の資格取得年月日が、昭和37年4月2日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から54年12月まで
社会保険事務所(当時)で、納付記録を確認したところ、昭和46年11月から54年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

妻が、会社を退職し、国民年金に加入する際に、妻に勧められ、私も国民年金の加入手続を行った。その後、A市区町村役場の職員から、未納分の保険料をさかのぼって納付できる制度があると聞き、昭和55年ころに、同市区町村役場の出納室において、何年分かは記憶が無いが、保険料をさかのぼって、納付書により一括納付した。金額については、よく覚えていないが、大体25万円から30万円くらいであったと思う。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ころに国民年金に加入後、申立期間の保険料25万円から30万円を一括納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人には、申立期間のうち、53年4月から54年12月までについての過年度保険料に係る納付督促が、昭和55年度に行われた記載があることが確認できる上、市区町村と社会保険事務所が記録の照合を行った年月日について、申立期間に係る「年度」欄のすべてに、「55年9月」と押印されていることが確認できることから、少なくとも、この時点において、申立期間については未納であったことが推認でき、55年9月の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和55年1月31日から同年2月12日の間と考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できず、納付するためには第3回特例納付制度を利用することとなるが、申立人は、

特例納付制度を利用して保険料を納付したとは主張しておらず、事実、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、A市区町村役場の出納室において、納付書により一括納付したと主張しているが、具体的な納付時期及び納付金額、納付書の枚数等については覚えていないとしており、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

ねんきん特別便を確認したところ、平成7年3月の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、母が、保険料を納付してくれたはずであり、申立期間と同時期に発行された平成7年3月14日付けの「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」も所持している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人については、平成6年11月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失後、13年6月22日に、申立期間及び13年2月から同年5月までに係る国民年金被保険者資格の記録が追加されていることが確認できることから、申立人は、7年3月当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立人には、平成7年3月14日に、6年11月から同年12月までの保険料に係る還付決議が行われたことが確認でき、仮に、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していた場合、当該期間の保険料に充当処理されるべきところ、そのような事務処理は行われておらず、申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立期間の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

その上、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはない

と主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が国民年金に再加入したと考えられる平成13年6月の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 6 日から 42 年 12 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和 43 年 3 月 1 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 12 月 21 日の前後 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性のうち、27 人が脱退手当金の受給権を有していたところ、そのうち 16 人に脱退手当金を受給した記録が確認できることから、当時、同社においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても、計算上の誤りがなく、法定支給額と一致し、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後約 2 か月後の昭和 43 年 3 月 1 日に脱退手当金支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月5日から31年1月1日まで
② 昭和31年4月1日から同年7月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B出張所（現在は、A社C支店）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和27年3月に、D市区町村内のE社を辞めて、A社に入社し、31年7月に退職するまで、F市区町村に新設されたG社H工場内で、A社の従業員として仕事をしており、社会保険料が控除されていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚のうち、二人から、申立人が申立期間にA社B出張所に勤務していた旨の回答が得られたことから、当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

一方、昭和27年11月に、A社B出張所に正社員として入社した事務担当の職員から、申立期間における同社の勤務条件について、正社員の身分を有する本社派遣の管理職（現場の責任者等）と、一般従業員と称する臨時工（季節労働者等）とでは、異なっていたとしており、正社員は社会保険に加入していたが、一般従業員は社会保険に未加入であった旨のほか、自身が記憶する正社員の中に、申立人はいない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、A社B出張所は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、上記事務担当者は、同社同出張所に入社後、それまで事務処理等について未整備な部分を整備し、一般従業員についても社会保険に加入できるようにし

たが、それは事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期よりも後であり、申立期間においては、同社同出張所では、一般従業員は社会保険に未加入であったとしている。

さらに、前述の回答の得られた同僚二人のうち一人から、申立人は、臨時工（季節労働者）として、A社B出張所に勤務していた旨の回答が得られた。

加えて、申立人と同様に、昭和31年1月1日付けで、A社B出張所において被保険者資格を取得した者のうち、5人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち、2人から、同社同出張所では、一般従業員は、当初、社会保険には未加入であった旨の証言が得られ、事実、2人を含む、回答が得られた3人のオンライン記録における被保険者資格取得時期は、自身が記憶する入社時期より2年から4年後であることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人から、申立人のA社における退職時期は、自身が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和31年4月1日と同時期である旨の回答が得られた。

また、A社C支店に照会したところ、申立期間に係る資料は既に処分しているため、当時の状況等については不明である旨の回答が得られ、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所（以下「B営業所」という。）に勤務していた昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間に、B営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にB営業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、A社に照会したところ、同社に残存する「厚生年金保険資格喪失者名簿」（昭和33年から現在までの期間における従業員の資格取得・喪失日を記録した名簿）に、申立人の名前が無い旨のほか、申立人の勤務状況等について、当該名簿以外に資料が残存しないため、確認できない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち、2人は、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票綴に原票が見当たらないことから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は、B営業所において、申立期間中に所長が代わったとして、二人の名前（うち、一人は、所長になる以前は経理担当者であったとしている。）を挙げていることから、そのうち、連絡先の判明した一人に照会したものの、回答が得られなかった。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間の一部を含む昭和40年3月から41年3月までの期間に、国民年金被保険者資格を有していることが確認できるとともに、同期間のうち、一部期間を除いて、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 12 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた昭和 33 年 4 月から 34 年 12 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
私は、高校卒業後、A社C支店に入社し、勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和33年9月16日に被保険者資格を取得した同僚12人に照会したところ、11人から回答が得られ、そのうちの9人から、同社同支店は33年9月又は同年10月ごろに開業したとしており、開業する前に、正社員を対象とした研修があった旨の証言が得られたところ、申立人は、入社時に研修はなかったと主張している。

また、上記回答の得られた同僚のうち、10人は、申立人の名前を記憶していないとしているほか、1人は、開業前及び開業時に、申立人は勤務していなかったとしている。

さらに、B社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な回答は得られなかった。

加えて、申立期間に係るA社C支店における厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年6月8日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、昭和25年9月25日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、昭和24年ころ、A社B工場勤務当時の上司の来訪を受け、その際、脱退手当金の説明を聞き、同人に受給手続を依頼したものの、後日、送付されてきた通知（ハガキ）では、当時、勤務したことがないにもかかわらず、C工場に勤務していることを理由に、脱退手当金の支給はできないとなっていた。

このことから、脱退手当金を受給できなかったはずであり、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額及び脱退手当金の支給決定日（昭和25年9月25日）などが具体的に記載されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間は無い。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B工場を退職後、昭和32年6月に同社同工場で厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの9年にわたり、公的年金の加入歴が無い申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかぬ。

さらに、申立人は、受給の意思があったにもかかわらず、勤務していない事業所に勤務していることを理由として、脱退手当金の支給はできない旨の通知（ハガキ）があったと主張しているものの、当該通知後、厚生年金保険の被保険者資格を有していなかった申立人が、異議を唱えることなく、そのまましておいたとする主張には不合理な点が認められる。

このほか、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをう

かがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 45 年 7 月に B 社を退職し、46 年 9 月に C 社に入社するまでの約 1 年間、A 社に営業として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局からは、A 社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、申立期間の A 社の事業主に照会したところ、営業職として入社した従業員については、試用期間があり、当該期間中は社会保険に加入させていなかったとしているほか、そのうち、一定の者については、期間終了後も社会保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた上司は、申立期間中、A 社における厚生年金保険被保険者資格を有しておらず、国民年金に加入していることが確認できることから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、上記事業主は、昭和 50 年に体調不良を理由に退社し、部下に会社を継続させたため、当時の書類等を所有していないとしているほか、この事業主から、当時の社会保険担当者名前を挙げられたものの、既に他界しているため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間当時の同僚 3 人に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係る A 社における事業所別被保険者名簿には、申立人

の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月から27年3月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和26年1月から27年3月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、「A社」を検索したところ、該当する適用事業所は無いほか、法務局から、申立人が主張する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られた。

また、類似の名称の事業所として、B市区町村に「C社」が存在していることが確認できたものの、同事業所が適用事業所に該当したのは昭和26年8月10日である。

さらに、申立期間に「C社」において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、一人から、申立人は同事業所に勤務していなかった旨のほか、同事業所が創業したのは昭和26年5月1日である旨の証言が得られた。

加えて、申立人は事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る申立期間における勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

また、「C社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年12月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社又はB社に勤務していた昭和41年11月1日から42年12月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和41年9月にC市区町村において、自ら事業主になり、A社を設立した。その後、申立期間中にA社はB社に名称変更となったものの、社会保険事務所を含む公的機関に両社に係る設立届等を提出していたことは間違いなく、健康保険証を取得したことも記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法務局に照会したところ、昭和42年6月2日にB社がC市区町村で設立されていることは確認できる旨の回答が得られたものの、その前身であるA社について、商業登記簿を確認することはできない旨の回答が得られた。

また、上記の照会結果により、A社は、申立期間のうち、昭和41年11月1日から42年6月2日までの期間については、法人格を有していなかったと考えられることから、41年11月1日に同社は厚生年金保険の適用事業所に該当しているものの、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、事業主である申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない。

さらに、事業主である申立人は申立期間に係る書類を一切保存していないため、自身の厚生年金保険の適用に関して確認することができない。

加えて、申立期間にA社又はB社において社会保険事務を担当していた者に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、自身に係る手続を含む、A社における社会保険の加入に関する手続書類の提出について、従業員に依頼したとして、その者の名前を挙げていることから、当該従業員に照会したものの、申立人の厚生年金保険

の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係るA社及びB社における健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 61 年 4 月 16 日から同年 7 月 1 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 60 年 12 月にA社に入社し、平成 7 年 7 月に退職するまで、継続して同じ勤務地において勤務しており、期間の欠落があるはずはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から、申立人が、申立期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人について、昭和 61 年 7 月 1 日に正社員として入社したとの記録が確認できたが、それ以前の記録は保存されていないため確認することができない旨、及び申立期間における申立人の勤務は不明であるが、通常は売り上げが落ち込む時期であるため、勤務していたとしても厚生年金保険の対象外であるアルバイトとしての勤務であったと考えられる旨の回答が得られた。

また、申立期間と近接した時期に、申立人と同様の空白期間がある同僚 16 人のうち、連絡先が判明した 12 人に照会したところ、1 人から、契約社員の期間が満了した後、正社員として採用されるまでの期間、会社の都合によりアルバイト扱いで勤務しており、当該期間については厚生年金保険の対象外とされていたため、空白期間となっている旨の証言が得られた。

さらに、上記回答が得られた別の同僚から、自身は繁忙期のみの契約社員としてA社に入社し、一度期間満了により退職して、再度入社していることから、厚生年金保険の記録どおりである旨、及び申立人が申立期間に勤務していたかどうかは分からないが、自分と同じような記録であれば、同じような経過をたどったと思う旨の証言が得られた。

加えて、申立人が給与受取に口座を使用していたと主張している金融機関に照会したところ、個人別の預金記録は 10 年保存であり、昭和 61 年当時の記録は保存されていない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で標準報酬月額を確認したところ、A社に係る記録において、昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が、私が所持している当時の給与計算書の金額と大きく相違していることが判明した。

当時、私はA社の事業主であり、社会保険事務所への厚生年金保険料の未納も無かったと記憶しているので、申立期間について、標準報酬月額の記録を給与計算書に記載されている標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与計算書により、申立期間に係る申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、30万円に相当することが認められる。

しかし、オンライン記録では、当該期間の申立人の標準報酬月額に不自然な事務処理が行われた形跡はうかがえない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役を務めていたことが確認できるとともに、申立人は、申立期間に同社の社会保険事務を担当していた者は、自身の妻であると主張していることから、申立人が申立てに係る届出に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。